

岩手県動物愛護のあり方検討ワーキンググループの設置について

1. 設置の経緯

県では平成 26 年 3 月に「第 2 次岩手県動物愛護管理推進計画」を策定し、今年度はこの計画の 4 年目となる。現在の計画の中に施策 10「施設の整備等」があり、計画策定当時は、動物愛護業務を集約的に行う施設、いわゆる動物愛護センターの必要性について、明確な方向性を示すことができる段階にはなかったが、近年の動物愛護思想の高まりの中、次期推進計画の改定に向け、今年度から「岩手県動物愛護のあり方検討ワーキンググループ（以下、WGという。）」を設置し、センター設置のあり方を含め本県における動物愛護管理施策の方向性について検討を進めることとした。

2. 設置要綱及び構成メンバー

設置要綱は別添のとおり。

構成メンバーは、獣医師会代表、動物愛護団体代表、学識経験者等の 7 名で組織する（構成メンバーは以下のとおり）。

NO		団体・機関名	グループ員名
1	獣医師の団体	一般社団法人岩手県獣医師会	佐々木 一弥
2	動物愛護団体	動物いのちの会いわて	下机 都美子
3		人と動物の絆 momo 太郎	鈴子 真佐美
4	行政機関	盛岡市	佐藤 圭
5		二戸市	高瀬 政広
6	学校教育機関	盛岡ペットワールド専門学校	高田 孝一
7	学識経験者	国立大学法人岩手大学	佐藤 れえ子

3. 進め方

計 4 回開催予定の WG 会議において、本県の動物愛護管理の現状と課題、既存施設の扱いと動物愛護センターの必要性等、動物愛護センター設置のあり方を含め、本県にふさわしい動物愛護管理施策の方向性について検討する。

検討結果は、「動物愛護のあり方に関する提言書」（案）として取りまとめ、第 2 回動物愛護推進協議会で説明し、議論した上で、協議会として「動物愛護のあり方に関する提言書」を県に提出していただく。

県は、関係機関等と調整し、提言を取り入れた「動物愛護センター基本構想」を年度内に策定する。

4. 今後のスケジュール（予定）

平成 29 年 6 月	平成 29 年度岩手県動物愛護推進協議会 同日、第 1 回岩手県動物愛護のあり方検討 WG 会議
平成 29 年 7 月	第 2 回岩手県動物愛護のあり方検討 WG 会議
平成 29 年 8 月	第 3 階岩手県動物愛護のあり方検討 WG 会議
平成 29 年 9 月	第 4 回岩手県動物愛護のあり方検討 WG 会議
平成 29 年 10 月	平成 29 年度第 2 回動物愛護推進協議会

岩手県動物愛護のあり方検討ワーキンググループ設置要綱

(設 置)

第1条 動物行政の中核施設である動物愛護センターの整備に向けた施設のあり方を検討するため、岩手県動物愛護推進協議会設置要綱第10条に基づき、岩手県動物愛護のあり方検討ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 ワーキンググループの所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 動物行政の中核施設である動物愛護センターの整備に向けた施設のあり方に関すること
- (2) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(組 織)

第3条 ワーキンググループは、岩手県動物愛護推進協議会の委員7名以内で組織する。

- 2 ワーキンググループは、座長及びその他の構成員（以下「グループ員」という。）をもって構成する。
- 3 座長は、グループ員の互選とする。

(会 議)

第4条 会議は、座長が招集し、議長となる。

- 2 座長は、必要に応じ、学識経験者等に対し会議への出席を求めることができる。

(事務局)

第5条 ワーキンググループの事務局は、岩手県環境生活部県民くらしの安全課内に置く。

(補 足)

第6条 この要綱に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関して必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月7日から施行する。